

公害排出源測定分析業務委託仕様書

1 業務の名称

公害排出源測定分析業務委託

2 業務の目的

本業務は、一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項（昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号通達）に準拠し、同通達に掲げられた測定・分析を行うものであり、ごみ焼却施設の適正な維持管理を行うことを目的とし、発注者が、受注者にごみ焼却施設内の各測定場所から排出される、ごみ焼却炉排出ガス測定分析（多項目、硫黄酸化物、水銀）、ごみ質測定分析（収集車、ごみピット）、ごみ焼却灰測定分析（温度、水分、熱灼減量、溶出試験、含有試験）、バグフィルタ灰測定分析（溶出試験、含有試験）、ガス冷却灰測定分析（溶出試験、含有試験）、ごみ焼却主灰・飛灰測定分析（溶出試験）業務を委託するものである。

3 受注者の資格要件

- （1）受注者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に計量証明事業（濃度）登録をしていること。
- （2）受注者は、入札日以前 5 年以内に官公庁発注の同様の業務の元請実績を 1 回以上有していること。
- （3）受注者は、入札日以前の過去 5 年以内に、指名停止処分等の行政処分を受けていないこと。
- （4）受注者は、本業務を履行するための作業員、試料採取用具類を用意するものとし、測定分析は、受注者にて行うものとし、本業務を一括して下請負させてはならない。
- （5）受注者は、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。）で定める、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当していないこと。下請負事業者を含むすべての工事関係者についても同様とする。

4 業務の場所

逗子市池子 4 丁目 956 番地（逗子市環境クリーンセンター）

5 契約期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

6 委託料

- （1）受注者は、発注者に当月の測定分析結果報告書を翌月速やかに提出するものとし、すべての業務が完了したときは、業務完了届を提出してその検査に合格しなければならない。
- （2）受注者は、前項の検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができるものとし、発注者は、受注者から支払請求があったときは、請求の日から 30

日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45 日以内とする。

(3) やむを得ず本業務に変更が生じる場合は、発注者、受注者協議のうえ、契約金額の変更等について協議するものとする。

(4) 委託料の支払いは業務完了検査合格後の一括払いとする。

7 受注者の費用負担

(1) 本業務上必要とする人件費及びこれに付随する保険料・消耗品等一切

(2) 本業務上必要とする車両費及びこれに伴う燃料費・油脂類・有料道路代、維持管理費用等の経費一切

(3) その他本業務上必要とする経費一切

8 業務内容

(1) 採取場所、実施回数、実施月（予定）、測定項目は別表のとおりとする。

(2) 採取日時、採取場所、測定項目については、事前に発注者と受注者が協議のうえ、実施するものとし、採取が困難または不可能な場合は、別途協議するものとする。

(3) 受注者は、測定結果に疑義が生じた場合は再度試料を採取し、測定を実施しなければならない。なお、再測定に掛かる費用は受注者の負担とする。

9 測定分析項目

各測定における分析項目は次のとおりとする。

(1) A-1 ごみ焼却炉排出ガス測定分析（多項目）：年3回

ばい煙（温度、流速、流量、水分、組成（CO₂ O₂））

ダスト濃度・量、SO_x濃度・量、NO_x濃度・量

HCL、Pb、Cd、Cr、Ni、Zn、Cu、F、フッ素化合物、シアン化水素、

二酸化硫黄、塩素、アンモニア、硫化水素、二酸化窒素、水銀、酸素

水銀（ガス状、粒子状）：年2回

*水銀報告書には、ガス状、粒子状の「検出下限値」、「定量下限値」を記載するものとする。

(2) A-2 ごみ焼却炉排出ガス測定分析（硫黄酸化物測定）：年6回

ばい煙（温度、流速、流量、水分、組成（CO₂、O₂）、硫黄酸化物（濃度、量）

水銀（ガス状、粒子状）：年2回

*水銀報告書には、ガス状、粒子状の「検出下限値」、「定量下限値」を記載するものとする。

(3) B-1 ごみ質測定分析（収集車）：年3回（各2台分）

(ア) 組成分析

ごみの種類組成分類種別は、紙類、布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・

わら類、厨芥類、不燃物類、その他とし、湿基準組成比とする。

(イ) 単位容積重量

(ウ) 試料採取方法等

- a 試料採取作業日は、事前に発注者、受注者協議のうえ調整するものとする。
- b 受注者は、発注者が指定する収集車（2台）から排出された可燃ごみを試料とする。
- c 前項の収集車の運転操作は、発注者が指定する職員が行うものとする。
- d 受注者が試料採取する場所は、ごみピット前プラットフォームとする。
- e 試料採取作業は土曜日の午前8時15分から午後5時00分までとする。ただし正午から午後1時までを除く。

- f 受注者は、発注者が無償貸与する1.5トンバケット付ヒンジドフォークリフトを使用できるものとする。なお、フォークリフトの運転操作は受注者のうちフォークリフト技能講習修了済の有資格者が行わなければならない。
- g 受注者が、発注者の無償貸与するフォークリフトを使用する場合、受注者の責による車両の故障及び事故等に関しては発注者が加入する保険の適用は行わず、受注者の責任と負担において原状復旧等必要な措置を行うものとする。
- h 前項の作業に係るフォークリフトの燃料は発注者が負担するものとする。
- i 受注者は、試料採取作業終了後、発注者が無償貸与する洗浄水、ホース等を用いて作業箇所、フォークリフト等、汚損箇所の洗浄を行うものとする。

(4) B-2 ごみ質測定分析（ごみピット）：年3回

(ア) 組成分析

ごみの種類組成分類種別は、紙類、布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・わら類、厨芥類、不燃物類、その他とし、乾基準組成比とする。

(イ) 単位容積重量

(ウ) ごみの3成分（水分、灰分、可燃分）

(エ) 低位発熱量（計算値及び実測値）

(オ) 元素分析測定（炭素、水素、窒素、硫黄、塩素、灰分、水分、酸素・その他）

(カ) 試料採取方法等

- a 試料はごみピット内の可燃ごみとし、ごみクレーンを使用して採取するものとする。
- b ごみクレーンの操作は発注者が指定する職員が行うものとし、試料採取の際は当該職員との連絡を密にとり事故防止に万全を期すること。
- c 受注者は、保護帽、安全带等の保護具を着用し、事故防止に万全を期すること。

(5) C ごみ焼却灰測定分析：年9回

燃焼室温度、水分、熱灼減量

(6) D 焼却灰溶出試験：年1回

アルキル水銀化合物、総水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、含水率、固形分、pH、油分、不溶成分、熱灼減量、セレン

(7) E 焼却灰含有量試験：年1回

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、フッ化物、有機塩素化合物

(8) F バグフィルタ灰溶出試験：年3回

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、含水率、固形分、pH、油分、不溶成分、熱灼減量、セレン又はその化合物

(9) G バグフィルタ灰含有試験：年1回

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、フッ化物、有機塩素化合物

(10) H ガス冷灰溶出試験：年1回

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、含水率、固形分、pH、油分、不溶成分、熱灼減量、セレン

(11) I ガス冷灰含有量試験：年1回

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、銅、亜鉛、フッ化物、有機塩素化合物

(12) J 焼却主灰・飛灰溶出試験：主灰、飛灰、各炉年1回

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン

10 測定分析結果報告書等の提出

- (1) 受注者は、測定分析結果報告書については、試料毎にまとめ、試料採取日、採取場所、測定結果等を記載した書面と写真等を添付し、当該業務実施月の翌月速やかに、発注者に2部提出するものとする。
- (2) 受注者は、報告書に添付する写真は、場所、試料、状況等が容易にわかる鮮明な写真とし、各項目、箇所、状況等を記載するものとする。
- (3) 受注者は、測定分析結果報告書には、採取場所、試料種類、規制基準値、根拠条文等を記載するものとする。

11 安全管理

- (1) 受注者は、関係法令等を遵守し、安全管理に努め、適正な保護具を確実に着用して業務を履行しなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり、発注者及び、同一現場に入る他事業者との連携を密にして、事故が発生しないよう常に安全管理に努めなければならない。
- (3) 受注者は、事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び二次被害の防止措置を行い、発注者に対して速やかに口頭報告後、報告書を提出しなければならない。
- (4) 受注者が、発注者及び、第三者の施設若しくは車両等に損傷又は被害を与えた場合は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧できない場合は、その損害費用を受注者の負担により賠償しなければならない。

12 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、次の関係法令等を遵守し、履行しなければならない。
 - ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
 - ②環境基本法、同施行令、同施行規則
 - ③水質汚濁防止法、同施行令、同施行規則
 - ④神奈川県生活環境の保全等に関する条例、同施行規則
 - ⑤神奈川県暴力団排除条例、逗子市暴力団排除条例
 - ⑥その他関係法令、規則等

13 その他

- (1) 受注者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。）の他、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者が保有する資料等を支障のない範囲で借用できるものとし、貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、発注者の承諾を受け、借用した資料は業務完了時までにはすべて返却するものとする。
- (3) 受注者は、本業務を一括して下請負させてはならない。本業務の一部を下請負させる場合は、着手前に発注者が指定する「請負工事（委託業務）一部下請承認届（第73号様式）」を提出しなければならない。

- (4) 受注者は、発注者から報告書について説明を求められた場合は、業務委託完了後であっても応じなければならない。
- (4) 受注者は、業務場所内においては、車内を含め全面禁煙とする。
- (5) 発注者は、受注者の行う業務が、この仕様書に適合にしないと認めたときは、受注者に対し適合するよう指示することができる。この場合において、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計
測定炉(予定)	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	回数	検体数
A-1 焼却炉排ガス(多項目測定)					○水銀			○		○水銀			3回	3検体
A-2 焼却炉排ガス(SO _x 測定)				○水銀		○	○		○水銀	○		○	6回	6検体
B-1 ごみ質測定(収集車)					○			○			○		3回	6検体
B-2 ごみ質測定(ごみピット)					○			○			○		3回	3検体
C 焼却灰(温度、水分、熱灼減量)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	9回	9検体
D 焼却灰(溶出)								○					1回	1検体
E 焼却灰(含有)								○					1回	1検体
F BF灰、(溶出)					○	○				○			3回	3検体
G BF灰、(含有)						○							1回	1検体
H ガス冷灰(溶出)						○							1回	1検体
I ガス冷灰(含有)						○							1回	1検体
J 焼却主灰・飛灰(溶出)						○							1回	2検体

A-1 焼却炉排ガス 多項目測定(1式×年3回のうち2回は水銀((ガス状、粒子状)測定を含む))
 ばい煙(温度、流速、流量、水分、組成(CO₂、O₂))ダスト濃度・量、硫黄酸化物濃度・量、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度、鉛濃度、カドミウム濃度、クロム濃度、ニッケル濃度、亜鉛濃度、銅濃度、フッ素化合物濃度、シアン化水素濃度、二酸化硫黄濃度、塩素濃度、アンモニア濃度、硫化水素濃度、二酸化窒素濃度、水銀濃度、酸素濃度
 * 5月・11月の多項目の水銀測定はJIS K 0222-1997(ガス状)で採取、8月・1月の多項目の水銀はJIS K 0222-2022(ガス・粒子)で採取

A-2 焼却炉排ガス 硫黄酸化物測定(1式×年8回のうち2回は水銀((ガス状、粒子状)測定を含む))
 ばい煙(温度、流速、流量、水分、組成(CO₂、O₂))硫黄酸化物濃度・量

B-1 ごみ質測定(収集車2台×年4回)
 組成分析、重量、湿基準組成比

B-2 ごみ質測定(ごみピット×年4回)
 組成分析、重量、乾基準組成比

C 焼却灰(年12回)
 燃焼室温度、含水率、熱灼減量

D 焼却灰溶出試験(1炉毎×1検体)
 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、含水率、固形分、pH、油分、不溶成分、熱灼減量、セレン

E 焼却灰含有試験(1炉毎×1検体)
 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、フッ化物、有機塩素化合物

F BF灰溶出試験(1炉毎×2検体)
 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、含水率、固形分、pH、油分、不溶成分、熱灼減量、セレン又はその化合物

G BF灰含有試験(1炉毎×1検体)
 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、銅、亜鉛、フッ化物、有機塩素化合物

H ガス冷却灰溶出試験(1炉毎×1検体)
 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、含水率、固形分、pH、油分、不溶成分、熱灼減量、セレン

I ガス冷却灰含有試験(1炉毎×1検体)
 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、銅、亜鉛、フッ化物、有機塩素化合物

J 焼却主灰・飛灰溶出試験(1炉毎×主灰・飛灰各1検体)
 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン